

就学に向けた 特別支援教育に関する保護者への説明資料

中学校・特別支援学校中学部入学に向けて (はじめに)



佐賀市教育委員会学校教育課

佐賀市では、小学6年生児童の保護者の方で、特別支援学校中学部への入学や中学校の特別支援学級への入級を検討されている方々に向け、就学までの見通しを持っていただけるようにと資料を作成しました。

このホームページでは、次の内容を説明しています。

- 1 「就学先(学びの場)の紹介および就学に向けた手続き」
 - ① 特別支援学校中学部
 - ② 中学校特別支援学級
 - ③ 中学校通級指導教室
- 2 「就学先(学びの場)を決定するための見学や相談の場」
 - ① 中学校を見学する場
(学校フリー参観デー)
 - ② 中学校の特別支援学級を見学する場
(中学校特別支援学級見学会)
 - ③ 特別支援学校を見学する場
(特別支援学校見学会)
 - ④ 個別面談により、知りたいことを聞く場
(就学に向けた個別面談)

ここでは就学先(学びの場)について説明します。

小学6年生児童の就学先は、特別支援学校中学部、中学校の特別支援学級、中学校の通常の学級の3つです。

特別支援学校は、障がいの程度が比較的重い生徒を対象として、より専門的な教育を行う学校です。

佐賀市の小学6年生児童が就学できる特別支援学校は、5つの県立特別支援学校と佐賀大学教育学部附属特別支援学校です。

県立特別支援学校はそれぞれ障がい種別に設置されており、入学者の定員はありません。

佐賀大学教育学部附属特別支援学校は、知的障害の特別支援学校です。定員が決められており、適正検査等の選考により入学者が決定されます。

佐賀市立中学校には、通常の学級と特別支援学級があります。特別支援学級は6種類ありますが、入級する生徒がいる場合に設置されます。また、中学校の通常の学級に在籍し、週に2時間程度通級する通級指導教室(まなび)があり、令和6年度は成章中、大和中、城南中、鍋島中で実施しています。

県立特別支援学校に入学、特別支援学級に入級したり、通級指導教室を利用したりするためには、佐賀市教育支援委員会での判断(意見書)が必要です。佐賀大学教育学部附属特別支援学校への入学には、佐賀市教育支援委員会での判断(意見書)は必要ありません。

小学6年生児童の就学先(学びの場)

佐賀市立中学校

特別支援学級(6種類)

- 知的障害学級
- 自閉症・情緒障害学級
- 病弱・身体虚弱学級
- 肢体不自由学級
- 難聴学級
- 弱視学級

※入級する生徒がいれば設置
※入級には佐賀市教育支援委員会の意見書が必要

※県立・附属・私立中学校には特別支援学級は設置されていない。

通常の学級

通級指導教室(まなび)

※まなび(成章中、大和中、城南中、鍋島中)
※通級の利用には佐賀市教育支援委員会の意見書が必要

佐賀県立特別支援学校中学部

- 盲学校(視覚障害)
- ろろう学校(聴覚障害)
- 大和特別支援学校(知的障害)
- 金立特別支援学校(肢体不自由)
- 中原特別支援学校(病弱)

※障がいの程度が比較的重い生徒を対象として、より専門的な教育を行う

※定員はないが、転入学には佐賀市教育支援委員会の意見書が必要

佐賀大学教育学部 附属特別支援学校中学部

(知的障害)

※障がいの程度が比較的重い生徒を対象として、より専門的な教育を行う
※定員があり、選考(検査等)により転入学合格者が決定

就学先(学びの場)の特徴

1 一学級の人数および一人一人の生徒の状況に応じた指導・支援の量と専門性の高さ

学校および学級	1学級の人数(定数)および担任等	一人一人の生徒の状況に応じた個別支援の量および専門性の高さ
特別支援学校(中学部)	<ul style="list-style-type: none"> 1学級の人数は6人(定数) ※障がい重なる場合は1学級の人数は3人 ※担任は複数体制が一般的 ※学習内容によっては、学年全体で指導・支援 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の生徒の状況に応じた支援の量がより多い 自立に向け、高等部につながる社会生活を通じた就労支援を中心とした教育を行い、教育の専門性がより高い
特別支援学級(中学校)	<ul style="list-style-type: none"> 1学級の人数は8人(定数) ※障がい種ごとに学級編制 ※複数の学年の生徒で学級編制する場合もある 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の生徒の状況に応じた個別指導の工夫 教科担当制による授業 少ない人数での学習 卒業後の進路を踏まえた学びの場の設置
通常の学級(中学校)	<ul style="list-style-type: none"> 1学級の人数は40人 	<ul style="list-style-type: none"> 一斉指導における授業の工夫、個別支援の工夫 教室環境づくりの工夫

3つの就学先(学びの場)の特徴は次のとおりです。

1学級の人数(定数)は、中学校の通常の学級の人数は40人。特別支援学級は障がい種ごとに学級が編制され、1学級の人数は8人です。

特別支援学校は、1学級の人数は6人です。2つ以上の障がい重なる場合は3人で1学級が編成されます。そのため、一般的に通常の学級より特別支援学級、特別支援学級より、一人一人の生徒の状況に応じた個別支援の量はより多くなります。

また、特別支援学校は障がいの程度が比較的重い生徒を対象として、将来の自立に向け、就労支援を中心としてより専門的な教育を行う学校なので、専門性もより高いと言えます。

就学先(学びの場)の特徴

2 教育内容(教育目標、学習内容)

① 特別支援学校

知的障害特別支援学校 大和特別支援学校 附属特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障がいの特別支援学校の教育内容(教育目標・学習内容)は、中学校の教育内容(教育目標・学習内容)とは違い、より基礎的・基本的内容を生活場面に即して繰り返し学習 ○教科書は、中学校とはちがう知的障がいの特別支援学校用の教科書(☆本)等を使用
知的障がい以外の特別支援学校 盲学校、ろう学校 金立特別支援学校 中原特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障がいではない特別支援学校の教育内容(教育目標・学習内容)は、中学校に準じた教育内容(教育目標・学習内容) ○教科書は、中学校と同じ教科書を使用 ※知的な発達の遅れを合わせもつ生徒は、知的障害特別支援学校に準じた学習内容を学習

② 特別支援学級

知的障害学級	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障害特別支援学級は、生徒の状況に応じて特別な学習内容を学習することができる ・同学年の学習内容 ・下学年の学習内容 ・知的障がいの特別支援学校の教育内容を参考にした学習内容
知的障がい以外の特別支援学級 自閉用・情緒障害学級 肢体不自由学級 難聴学級 弱視学級	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障がいではない特別支援学級は、通常の学級に準じた同学年の学習内容を学習する ※知的な発達の遅れを合わせもつ生徒は、生徒の知的発達状況に応じた学習内容を学習

特別支援学校と特別支援学級の教育内容(教育目標、学習内容)は次のとおりです。

まず、知的障害特別支援学校の教育内容(教育目標・学習内容)は、将来の自立に向け、就労支援を中心として社会生活を通して高等部の就労支援につながる学習をします。生徒が使用する教科書も中学校で使用する教科書とは違う教科書です。

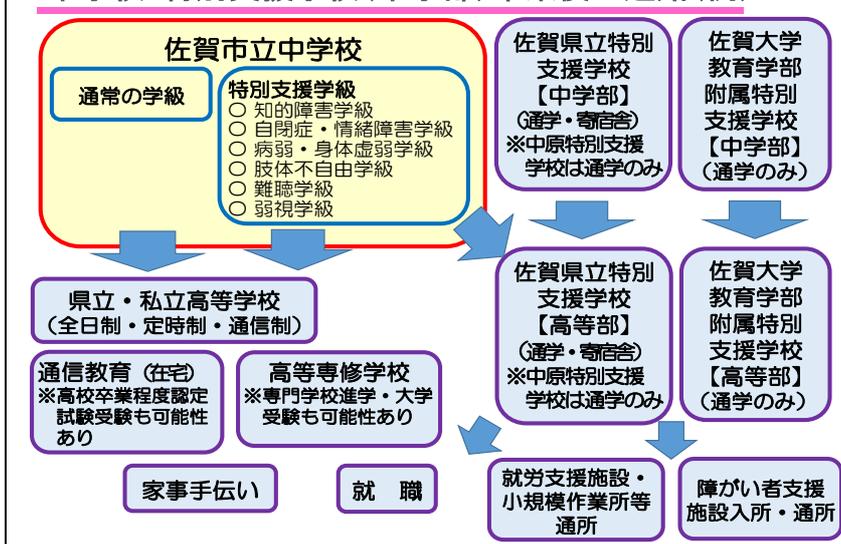
知的障がい以外の特別支援学校では、中学校に準じた教育内容(教育目標・学習内容)で、中学校と同じ教科書を使用して学習します。ただ、知的な発達の遅れを合わせもつ生徒は、知的障害特別支援学校に準じた学習内容を学習します。

特別支援学級においても、知的障害学級では、生徒の状況に応じて、同学年の学習内容、下学年の学習内容、知的障害特別支援学校の教育内容を参考にした学習内容等、特別な教育課程に基づく学習内容を学習することができます。

知的障がい以外の特別支援学級は、通常の学級に準じた同学年の学習内容を学習します。生徒が使用する教科書も同学年の教科書を使用します。ただ、知的な発達の遅れを合わせもつ生徒は、生徒の知的発達状況に応じた学習内容を学習します。

中学校や特別支援学校中学部は卒業後の進路は自分で選択する必要があります。詳しくは、中学校や特別支援学校中学部へ入学してから相談してください。

中学校・特別支援学校(中学部)卒業後の進路(例)



お問い合わせ・ご相談先

就学に関する問い合わせや相談

- 未就学児
佐賀市役所 保育幼稚園課 幼保支援係
【1階59～62番窓口】（電話 40-7290）
- 小学生
佐賀市教育委員会 学校教育課 特別支援教育係
【佐賀市役所大財別館 3階】（電話 40-7374）

障がい者手帳や放課後デイサービス等、佐賀市の障がい者福祉サービスに関する問い合わせや相談

- 佐賀市役所 障がい福祉課 発達支援室
【1階63番窓口】（電話 40-7248）

今後、就学に関するお問い合わせやご相談は、それぞれの小学校や学校教育課へご連絡ください。

また、佐賀市では日常生活の支援など、いろいろな障がい者福祉サービスを受けることができます。【別紙資料5】「障がい者手帳について」をご覧ください。「放課後等デイサービス」に関すること等については、障がい福祉課へ直接お問い合わせください。